

令和4年度 第1回 日野市パートナーシップ制度検討委員会 要点録	
日時	令和4年4月21日(木) 午後6時30分～8時30分
場所	市役所本庁舎 5F 501 会議室
出席者	藤山委員、三宅委員、寺山委員、中澤委員 仲田課長、横堀係長、向後主任、貫井主事
欠席者	荻野委員、渋谷委員、橋本委員
次第	1 議題 (1)条例改正案について (2)規則改正案について (3)パートナーシップ制度の手引き案について (4)パートナーシップ制度のパブリックコメントについて 2 その他
議題1	<p>(1)条例改正案について 条例改正案について、資料2に基づいて説明。</p> <p>1. 資料2:条例の名称案について 【意見①】&lt;委員&gt; 「多様な性の平等基本条例」が良いと思う。 様々な性の在り方が包括されており、また、題名を見ただけでわかりやすいと感じられる。</p> <p>【意見②】&lt;委員&gt; 「多様な性の平等基本条例」が良いと思う。 ただ、基本という文言については、何が基本で何がそうでないのかやや不明瞭なので、なくても良いのではないかととも思う。</p> <p>【意見③】&lt;委員&gt; 「すべての人の性の平等基本条例」が良いと思う。 「男女」という言葉を残し、「多様な性」という言葉を追加すると、それぞれが並列に扱われない印象があるので、「すべての人」としてはどうか。</p> <p>【意見④】&lt;委員&gt; 「すべての人の性の平等条例」または「多様な性の平等条例」のどちらかが良いと思う。 「男女」と「多様な性」を並列に並べても特別扱い感が出るので、包括した表現がよいと思う。</p>

**【事務局】**

それぞれの意見を持ち帰り検討。結論が決まり次第、ご報告する。

(2)規則改正案について

規則改正案について、資料 3-1～3-4 に基づいて説明。

1. 資料 3-1:第 3 条(対象者)要件に「事実婚の方を含めるか」について>

**【意見①】<委員>**

事実婚は対象にしなくてもいいのではないかと。事実婚においての問題点を把握できていないため、今後段階を踏んで検討し、必要があれば追加していくことが建設的だと思う。

**【意見②】<委員>**

性的マイノリティである当事者たちが制度を使いやすい、と感じることが大切。ただ、事実婚を含めた方が使いやすいのか否かは自身では判断がつかないのと、事実婚を入れることで制度がぼやける懸念はある。当事者が使いやすいと感じる方を選んだ方がよい。

**【意見③】<委員>**

対象者を限定しない枠組みの方が、性的マイノリティの当事者が使いやすいのではないかと。ただ、事実婚を入れるか否かは、制度を活用する上でのハードルを下げるための結果論でしかなく、そこが重要なわけでもない。自身の意見としては、一方または双方が多様な性の当事者であることと限定しない方がよい。

**【意見④】<委員>**

性に関することを問われたくないとする性的マイノリティの当事者もいるので、性的マイノリティであることを対象者の要件にしていること自体が疑問ではあるものの、制度の趣旨を明確にする上では対象者を性的マイノリティに絞ることも必要と感じる。今後の運用していく中で、当事者が制度を活用しやすくなることを重要視した結果、制度の対象に事実婚が含まれ、性的マイノリティのみでなくなるのもよいと思う。

2. 資料 3-1:第 10 条宣誓証明の取消し等について

**【質問】<委員>**

「期日を設けて宣誓証明書等の返還を求める」とあるが、どれくらいの期間を想定しているのか教えて欲しい。

**【事務局】**

2 週間くらいを限度として考えている。

### 3. 資料 3-4: 苦情等の処理について

#### 【質問①】<委員>

ア. 苦情処理相談員はどういった人が担当するのか。

イ. 苦情等申出書の氏名において、通称名は使用できるのか教えて欲しい。

#### 【事務局】

ア. 苦情処理相談員については法律関係に詳しい弁護士などの方を検討している。

イ. 申出書はパートナーシップ制度のみに対する書面ではないので、戸籍上の氏名を記入してもらうことを想定している。ただし、申出書の内容がパートナーシップ制度に関するものであれば、通称名の記載でも市の登録データと照合をすることはできるので対応可能。

#### 【質問②】<委員>

これまでに苦情の申し立てはあったのか。また、苦情の申し立てがあった場合、どのように解決されてきたか教えて欲しい。

#### 【事務局】

苦情処理相談員に相談したいという案件はこれまでになく、女性相談や関係機関の相談が主体であった。

今回の条例改正を機に、年度ごとに苦情処理相談員を委嘱し、機能させていきたい。

#### 【意見】<委員>

苦情処理相談員が何をするのか、どこまで対応するのか、相談案件は多岐にわたると想定できるため、詳細まで決めておくことが苦情の解決のためにも必要である。

#### (3) パートナーシップ制度の手引き案について

手引き案について、資料 4 に基づいて説明。

### 1. 資料 4: 証明書等交付までの手続きの流れについて

#### 【質問】<委員>

事前の問合せが宣誓日の 10 日前までにとあるが、2~3 日など、もっと短くはできないのか。

#### 【事務局】

プライバシー配慮の観点からご要望により、個室を用意することを考えている。問合せから宣誓日までが短期間であると個室の予約や各窓口との連携対応などについて、ご希望に添えない可能性があり、10 日間の猶予を必要としている。

**【意見①】<委員>**

- ① 証明書交付までの流れについて手続きのフローをもっと細分化するとわかりやすいとわかりやすいと思う。
- ② 宣誓証明書が郵送で手元に届くようになっているが、窓口で受け取りたい人もいると思うので、その対応を検討して欲しい。

**【事務局】**

- ① 手続きのフローについては、検討する。
- ② 窓口で交付するご要望には応えられる。他にも様々なご要望があると予測される。要望の内容も含め、まずは電話などでの問い合わせや予約をいただきたいと考えている。また、全ての書類等が揃い、特別な対応の希望がない場合に事前の電話連絡などが必須か否か、再度検討する。

**【意見②】<委員>**

事前予約の連絡を必須とする場合、オンライン上で問合せや予約の入力フォームがあると電話やメールの煩わしさが減るので、可能な範囲で検討して欲しい。

**【意見③】<委員>**

ファックスの問合せは、書面を放置してしまうことで個人情報流出の可能性もあるので、電話とメール、あるいは問合せフォームだけでもよいのではないかな。

**【事務局】**

ファックスは、障害がある方にとって必要な連絡手段であるため必要である。また、ファックス自体は施錠できるスペースにあり、個人情報流出とならないようルールが徹底されている。

**2. 資料 4:対象者の説明について**

**【意見】<委員>**

全体的によりわかりやすい文言、表現にしてはどうか。例えば、「対象者」を「対象となる方」とするなど。

(4) パートナーシップ制度のパブリックコメントについて  
今後のパブリックコメントの流れと実施要領案について説明。

**1. パブリックコメントに意見を提出できる方について**

**【意見】<委員>**

「パブリックコメント手続きの対象となる施策等に直接的に利害関係を有する方」という表現は性的マイノリティの当事者を指していると考えられるが、記入例を用意してもらえるとわかりやすいと思う。

	<p>2. パブリックコメントに提示する日野市パートナーシップ制度案の説明について</p> <p><b>【意見】&lt;委員&gt;</b>  「身体の性と自分が認識する性が一致しないなど」となっているので間違いではないが性自認だけでなく、性的指向についても触れたほうが良い。</p> <p><b>【事務局】</b>  パブリックコメントの意見書には記入例を作成する予定。制度導入の趣旨・目的については、再度記載内容を検討する。</p>
その他	<p>次回検討委員会は令和 5 年 1 月初旬を予定。日程が近くなりましたら、事務局よりメールにて詳細のご連絡をさせていただきます。</p>